



平成18年(才)第1138号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成16年(ネ)第4076号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成18年4月26日に言い渡した判決に対し、上告人らから上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成20年10月15日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 中 川 了 滋

同 所

旧姓新山

被 上 告 人 黒 田 千 春

同 所

被 上 告 人 堀 越 紀 子

東京都港区東麻布1-28-12 株式会社アップフロントエージェンシー内

被 上 告 人 後 藤 真 希

同 所

被 上 告 人 安 倍 な つ み

同 所

被 上 告 人 中 澤 裕 子

同 所

被 上 告 人 飯 田 圭 織

同 所

被 上 告 人 矢 口 真 里

同 所

被 上 告 人 保 田 圭

東京都目黒区下目黒1-2-5 株式会社ホリプロ内

被 上 告 人 深 田 恭 子

同 所

被 上 告 人 岡 部 広 子

当 事 者 目 録

東京都新宿区高田馬場 1-33-6

上 告 人 株 式 会 社 コ ア マ ガ ジ ン

同代表者代表取締役 中 澤 慎 一

東京都新宿区高田馬場 1-33-6 株式会社コアマガジン内

上 告 人 寺 島 知 裕

同 所

上 告 人 太 田 章

川崎市麻生区王禅寺西 6-10-23

上 告 人 中 澤 慎 一

上記 4 名 訴訟代理人 弁護士

阿 部 裕 三

齋 藤 鳩 彦

東京都港区赤坂 2-13-12 赤坂 A Y ビル 3 階 株式会社イェロー  
キャブ内

被 上 告 人 佐 藤 榮 利 子

東京都港区麻布十番 2-3-5 新麻布十番ビルディング 2 階

被 上 告 人 藤 原 紀 香

東京都港区西麻布 1-4-40 Sninoビル 4 F 株式会社スパイス内

被 上 告 人 川 村 亜 紀

東京都目黒区下目黒 1-2-5 株式会社ホリプロ内

被 上 告 人 平 山 綾

裁判官 津 野 修

裁判官 今 井 功

裁判官 古 田 佑 紀

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 我 妻 容 子



上記14名訴訟代理人弁護士

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 村 | 上 | 重 | 俊 |
| 外 | 山 | 太 | 士 |
| 岩 | 垂 |   | 章 |
| 定 | 近 | 直 | 之 |